

## 新旧対照表

(別紙 16)

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 法第 7 条の 5 第 2 号、第 51 条第 2 号、第 62 条において準用する法第 51 条第 2 号、第 63 条の 4 第 2 号、第 67 条の 4 第 2 号又は第 79 条第 3 項第 2 号に規定する事項の審査            法第 7 条の 5 第 2 号又は第 67 条の 4 第 2 号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通関情報処理システム(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号)第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告を通關情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。            ~ (省略)</p>	<p>3 法第 7 条の 5 第 2 号、第 51 条第 2 号、第 62 条において準用する法第 51 条第 2 号、第 63 条の 4 第 2 号、第 67 条の 4 第 2 号又は第 79 条第 3 項第 2 号に規定する事項の審査            法第 7 条の 5 第 2 号又は第 67 条の 4 第 2 号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通關情報処理システム(NACC S)を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通關業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通關業者がこれらの申告を通關情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p> <p>~ (同左)</p>
<p>5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い            申請者(特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。)が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。            (省略)            申請者が「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」(平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号)により税関が発給する税関輸出入者コードを取得している法人である場合には、当該法人が取得した税関輸出入者コードとは異なる税関輸出入者コード又は日本貿易関係手続簡易化協会(JAST PRO)が付番する日本輸出入者標準コードを、申請者が日本輸出入者標準コードを取得している法人である場合には、税関輸出入者コード又は当該法人が取得した日本輸出入者標準コードとは異なる日本輸出入者標準コードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。            及び (省略)</p>	<p>5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い            申請者(特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。)が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。            (同左)            申請者が日本貿易関係手続簡易化協会(JAST PRO)が付番する日本輸出入者標準コード(以下単に「コード」という。)を取得している法人である場合には、当該法人が取得したコードとは異なるコードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。</p> <p>及び (同左)</p>